

カルヴェイニズムの発展

——「ジュネーブ」から「アムボアーズ」へ——

砂 原 教 男

【要約】 カルヴァンのジュネーブにおける改革事業は、一見、非常にはげしいように見えるが、基本的には貴族政的要素を多分にもった保守的なものであった。ところが、彼の弟子の中から君主放伐論が生まれた。君主放伐論は一五七二年のサン・バーテルミー大虐殺によって形成されるとされている。しかし、この理論はこの事件で急に形成されたものではなく、カルヴァンの直接の弟子、それも彼の後継者テオドール・ベザにすでに、かかる傾向が見られるのである。カルヴァンとベザとの微妙な喰い違いが一五六〇年のアムボアーズ事件にすでに見られるのである。

史林 四九卷二号 一九六六年三月

序

一六世紀という絶対権力の成長期に行われた宗教改革は、好むと好まざるとを問わず権力と何等かの関係をもたざるを得なかつた。それはごく大雑把に言えば、プロテスタンティズムは人間の原罪を基本において再確認することによって、権力を必要悪として容認した上で、これと結びつきを持ったといつてよいと思う。ルターはその典型的なものであった。カルヴァンもジュネーブの

都市権力と密接に結びつき、細かい点ではこの両者は対立しながらも、反サボイ家・反司教という点で一致していたので、都市権力の形成をカルヴァンは援助したと云つてよいと思う。ところが、プロテスタンティズムも次第に広い地域にひろがるにつれて、必ずしも自己に都合のよい権力ばかりが存在するとは限らない。はげしい弾圧・迫害がかれらを待ちうけることが多くなる。かくして、従来のようなどちらかといえば楽天的な傾向は失われ、ペシミステイクにならざるを得ない。かれらの考えに於

ては、本質的に悪である権力が、自分の信ずる正しい宗教を迫害するのであるから、もはや権力を権力たらしめている神の保証が

失われた権力があるだけである。神の権威・神の保証が与えられていない権力にはキリスト教徒たる者は従う必要がなく、反対にそれに抵抗することが神の意志にかなうと考えられるに至っても不思議ではあるまい。このような考えをW・パークレー(William Barclay)はモナルコマン(Monarchomachen)と名付けた^①。

このような「王権神授説」から「君主放伐論」への転換は普通一五七二年のサン・バートルミーの大虐殺を境にせられるが、果してそうだろうか。C・G・ケリーの「フランス・プロテスタントイイズム」は、ユグノー戦争のはじまる前のフランスの経済・社会・法等多方面に亘る研究によって、フランス・ユグノーの状態を明確にしてユグノーの *eclesia milita* としての姿を鮮かに浮び上らせている。ユグノーを急進的にさせたものは、カトリック・国王陣営の度重なる厳しい弾圧によることは勿論であるが、それ以外にも考慮すべき条件が幾つか見られると思う。その一つは、フランスの宗教改革をとりまく複雑な政治状況であり、今一つは、カルヴァンの厳格きわまりなき教義の、現実との微妙なずれである。これらを順次考察することによって、君主放伐論への移行の事情を解明する手懸りにしたい。

一 アンリ二世とキーズの抬頭

一五五九年七月一日に、フランス・プロテスタントに猛烈な迫害を加えたアンリ二世は、その娘エリザベート・ド・フランスとスペインのフィリップとの結婚を祝って行われたトーナメントで、モンゴメリー伯ガブリエルとの試合で負った傷がもとで死去した。

アンリは、先王フランワソ一世がどちらかといえば人文主義者又はユグノーに穏和な政策をとったのに対し、徹底的な弾圧という政策をとった。彼は即位(一五四五年)の直ぐ後に有名な火刑裁判所(*La chambre ardente*)をパリのパルマンに付置した。これは異端事件を統一的に処理する裁判所で、一五四七年～一五五〇年に約五〇〇件以上をとり扱って居り、少くとも一〇〇人が死刑に処せられている^④。しかし、この裁判所は宗教裁判所の固有の権限の侵害になるとの理由で一五四九年一月九日に廃止されたが従来からの宗教裁判所は頗る非能率であったので一五五一年六月二七日にシャトールリアンの勅令でその能率化が計られた^⑤。そして一五五三年三月には火刑裁判所は復活されるに至った。更に、アンリはスペイン流の宗教裁判制度の実施を考えていたようであったが、これは突然の国王の死で実現しなかつた^⑥。彼の死の一ヶ

月前の一五五九年六月には、如何なる異端も、どんな制限もなしに死刑に処すること、裁判官は決して刑を減じてはならぬことを規定したエターアンの勅令を發している。⁷⁾

このような血腥ぐさき弾圧政策に対し、ユグノーはどのように對抗しただろうか。周知の如く、フランスの宗教改革はドイツのそれとは異り、人文主義運動と密接に結びついていた。ル・フェール (Lefevre d'Étaples) を中心に形成された人文主義運動に、通商ルートを通ずる書物や、大学へ来るドイツ学生を通じてルターの改革思想が伝えられ、次第に福音主義の色彩を強めて行った。そこでフランスに於けるプロテスタントは普通ルター派 (Lutheriens) と呼ばれていた。このルター派はアンリの下で真のカルヴァン派になって行ったといわれている。まず教会の形成にとりかかった。既に一五四六年にはモー (Meaux) に、翌年にはニーム (Nîmes) に教会が作られたが弾圧で消え去った。しかし、一五五五年にパリに教会が作られ、続いてアンジエール (Angers)、ポアティエ (Poitiers) に作られて行った。⁸⁾ これらの教会はカルヴァンが一五三八年にシュトラブールに作った教会を手本に作られたが、これらの教会にはジュネーブから牧師が派遣されて居り、その数は一五五五・六六の一二年間に二〇名に上っている。⁹⁾

「真にこの時代にフランス・プロテスタントイスマスは、次第

にその明確な姿をとりだした。すなわちハインリッヒ二世の統治はカルヴィンの教説が、フランス・プロテスタントイスマスに止めがたく滲み通る時代であり、フランス・プロテスタントイスマスが、カルヴィニスムスになった時代であった」と云ってよいだろう。¹⁰⁾

このようにフランス・プロテスタントが迫害の下にもその勢力をのびしえたのは、殊にかねらの場合特徴的に見られる厳しい自己抑制と教会訓練の結果であるだろう。後述のようにカルヴィニスト達は、自分は救いに予定されていることの確証として自己に厳しい禁欲と訓練を課した。これがカルヴィニストをしてアンリの弾圧に耐えさせ、この耐えることがアンリをして更に弾圧を強めさせることになった。とはいえ、迫害に耐えられずにジュネーブや英国に亡命する者が続出するに至った。キングドン (Robert M. Kingdon) の貴重な労作によると、一五四九〜一五五九年の一〇年間のジュネーブの住民登録簿によれば、一五五五年以後ジュネーブにやって来るフランス人の数は急速に増え、一五五六年には全体の $\frac{1}{10}$ 、一五五七年には $\frac{1}{5}$ 、一五五八年には $\frac{1}{7}$ 、一五五九年には $\frac{1}{4}$ で、この四年間で、全体の $\frac{3}{4}$ を占めていたことになる。¹¹⁾ この数字を見ても、アンリの晩年の迫害の厳しさが分るように思える。

アンリの死は正にこのような時であったので、ユグノー達はそれこそ神の思召しと喜こんだ。アンリの子フランソワはその時一五歳であったので、本来ならば成年に達していたので摂政は必要としなかったが、健康もすぐれず政治の任にも耐えられぬおそれもあったので、摂政を置くのは自明のように思われていた。その摂政は王家に最も近い親戚がなるのが通例だったので、ブルボン家の当主アントワヌがなるものと思われていた。この予想が実現されれば当然政策の大転換が期待出来る。ユグノーはこれを実現せんものと考えた。しかしユグノーのこの期待は空しかった。

ギーズ家が、フランソワの後の叔父という立場を利用して実権を握ってしまったのである。その間の事情を知るにはこの当時の対外政策と国内の権力争奪戦を考察しなければならない。

フランソワ一世はフランスではじめて皇帝という称号をとった国王といわれているが、彼はドイツのカール五世とドイツ皇帝位を争って敗れると、イタリアを手中に入れることによってハプスブルグ家を抑えんとして四回に亘るイタリア戦争を行った。彼の対プロテスタント政策は実にこの戦争の戦況と共に変化した。戦況が有利になれば弾圧はしずまり、敗ければ厳しくなるというようなことのくり返しであった。このフランソワ一世のあとをうけてアンリは、スペインとミラノ・ナポリなどをめぐって争い、そ

の治世の殆んどは戦争にあげられた。この戦争の遂行の中心にたったのがモンモランシー家のアンヌ (Anne de Montmorency) である。彼はすでに一五二二年に陸軍大将 (Marechal de France) となっていて、第一次イタリア戦役でのパヴィアの戦ではフランソワ釈放に重要な役割を果たしている。しかし一五四一年にはフランソワの不興を買って一旦公職を辞したが、アンリ二世の即位とともに復帰し、ポルドー周辺での増税による農民の叛乱を鎮めたが、一五五七年にはサン・クタン (St. Quentin) の戦でスペイン側の捕虜になった。

このモンモランシーはギーズ (Guise)・ブルボンとならんでフランスを三分するような大貴族で、ギーズは王国の東部を、ブルボンは西部を、モンモランシーは中部を領有していた。この時代の歴史は王権をかこんでにらみあうこの三家によって形成されていくといってもよいだろう。

前述のスペインとの対立はその間に若干の休戦期間はあるが、約一五年程つづいた。したがってその間の戦費も莫大なもので、そのためアンリ二世の死去の時の負債は四〇〇〇万リーブルであったといわれる。この当時の国王の収入は最大で一二〇〇万リーブルであったのを考えると、その額の大きさは分るだろう。この負債の解決は増税と借金で行われた。しかし増税の結果は農民

の逃亡・反抗をひきおこした。これは当時の行政の乱れによって一層混乱することになる。そこでもつばら借金でまかなわれたが、返済のあてのない金はだれも貸さない。そこで利子をはずむことよってこれを解決せんとする。最初一二%であったものが一六%にあげられたが、このような高利では国家財政もなりたたなくなるのは当然である。⑤これを一層險悪にしたのが、サン・コンタンにおける敗北と、その際のアンヌ・ド・モンモランシーとコンデ公の捕虜である。アンリ二世はかれらのために多額の身代金を払ったが、⑥このことが人々の批難をかい、かくてモンモランシーはその政治権力を失う。フランソワ二世が即位するや、アンヌはその職を免ぜられ代ってギーズ公が軍隊の統率権を与えられるのである。

ブルボン家は三家のうちもつとも王家に近く、したがって王位の断絶のようなことがあれば当然王座につくべき家系であった。所が一五一六年にその領国ナバル(Navarre)はその一部をスペインに併合されるに至った。そこでブルボンの当主アントワヌの主目標は、この旧領の奪回であり、そのためにのみ努力を傾注していた。しかもその性格は弱く、宗教的にはどちらかといえば無関心で、彼がミサを否定したのは自分をユグノーの指導者にするためにしたにすぎないといわれているほどである。⑦彼がアンリ

の死去の報せをうけたのは、ナヴァルのベアルン(Bearn)であったが、彼のとつた行動は決して敏捷ではなかったやうで、カルヴァンのシュトルム(Sturn)に宛てた手紙(一五五九年八月三日付)では、「一日に四仏マイル以上は進まなかった」と皮肉たつぷりに述べているが、アントワヌのバリ到着は八月四日から八日であった。⑧カルヴァンはアントワヌに使者を送っているが、その使者の一人ラ・ロッシュ・シャンデュ(La-Roche-Chandieu)は、国王幼少の時には摂政を立てるのは法律によって決って居り、その摂政にアントワヌがなることは総ゆる貴族・教会(Conseil)の願いであると伝えている。⑨

アントワヌがいたずらに日を送っている間に、ギーズは着々と準備をすすめ、⑩アントワヌは完全に孤立させられて何一つできず引き上げるを得なかつた。それまでのユグノーの期待が大きかつただけに、その裏切られたときの失望も大きかつた。以前フェララ大公の宮廷牧師であつたフランソワ・モレル(François Morel)は「あなたは敵対者を屈服させたために何をやってみしたか。このような恥辱に耐えるべきですか。」とはげしく詰問したが、⑪もう総ては終つた。ナヴァルのサボタージュはギーズの地位を不動のものにした。ギーズ家はその起源は決して純フランス的ではないが、その財産は莫大で年収は六〇万フランに上つて居

た。

このように一五五九年のアンリの死の直後においては、フランソワ二世は后を通じギーズ家と手を組みユグノーに対抗せんとして居り、一方、反ギーズ勢力はブルボンとモンモランシーとありながら、両者の共同戦線が組めなかった。それは第一に一五五八年のカトー・カンブレシス (Cateau-Cambresis) の和約で、アントワヌはモンモランシーがナヴァルの旧領の回復に全く努力しなかったという不満からであり、第二にアントワヌはユグノー支持と明確であるのに対し、モンモランシーのアンヌはカトリックであるという点で統一がとれなかったためである。

こうなると圧倒的にギーズは優勢で、早速ユグノーに対する弾圧が続けられることになった。この最初のものとしてアンリ二世の宗教裁判の導入に抗議して捕えられていたバリの議会の五人のうち、デュ・ブル (Du Bourg) が一五五九年一月二三日に処刑された。彼の処刑台での演説は新旧両教徒に深い感銘を与え、その処刑を目標としたフロリモン・ド・ラエモン (Florimond de Raemond) は「彼の一つの演説は一〇〇人の聖職者がなし得るよりも、もっとカトリック教会を害った」と書いている。

更に、一五五九年一月には秘密集会に加った人、あるいは私的会合に列席した人は総て死刑に処せられ、その家はとり潰され、

再建は禁ぜられるという法律が制定された^②。同時に市長はユグノーの集会に関する情報を知っている者は当局者に通報しなければならず、通報したものは五〇〇リブルを与え、しなかった者は死刑に処する旨をラッパと共に公告した。

このようにユグノーの弾圧の法規が制定されたので、パリでは地区捜査官 (commissaires des quartiers) は犯罪者を求めて家々を捜索する巡査を使ってユグノーを探した。その他、マリア像を街角において、これに頭を下げない者を逮捕するという気違いじみたことが行なわれた。

弾圧は当然亡命者を生む。弾圧につかれた人々は、あるいはイギリスへ、あるいはジュネーブに亡命した。カルヴァンはユグノーからどのようにすべきかを尋ねられたのに対し「迫害する者はいつかは神がこらしめるから耐えよ」と述べているが、現実には迫害に会っている者にとってはこのカルヴァンの言葉は一体どれ程の助けになったか。矢張り非情だといわねばならぬと思う。

R・ニョールンベルンガー (Nürnberg) は一五五九年はフランス・プロテスタントイスマにとって劃期的な時代だ。躍進の時代がはじまった時であるといっている^③。彼は一五五九年のカトー・カンブシスの和約で職を失った兵隊が奔流のように流入して、新しい種類の信者が増大したという。かれらは信仰上からユグノ

「になるのではなく、政治上・社会上の不満からユグノーになった。普通ユグノーを「宗教上のユグノー」(Huguenots de religion)と「政治上のユグノー」(Huguenots d'état)の二つに分ける。前者は宗教上の迫害を耐えて自己の信仰を守らんとするグループであり、後者はギーズの権力独占に反対する人々——かれらは貴族を中心として形成される——のグループであるが、この二つのグループは実にこの一五五九年末の一つに合流するのである。そして何かの楔機を求めては暴動の形をとる。一五五九年一二月にはノルマンディとアキタニアが不穏な状態にあるとの報告があり、一五六〇年二月にはパリで騒動がおこっている。更にルーアン、ポルドー、ブローア、オルレアンと騒動は続き、地方の方が混乱がはげしく、国王官吏に捕えられたユグノーが反対に奪還されるような状態であった。^⑤勿論国王もこれを放置せず、ユグノー迫害のため二二〇名の委員が各地に派遣された。これらのユグノーは決して君主政自体は否定していない。君主はギーズの不正な権力の犠牲になっているので、それを正しい姿にもどそうと主張したのである。そのためには一体どうすればよいか。

二 カルヴァンの抵抗権論

現実にフランスで迫害がくり返され、それに対してユグノーは

苦しんでいる時カルヴァンは「神に祈れ、神はその奇しき宝と賢明さによって非常に興奮せる人々を静めたまうだろう。」とか「迫害は信者の沈著さと信心深さを確かめるためのキリスト教徒の真の戦いである」と云う時、その厳しさ、悪く云えば薄情さに驚くが、これはカルヴァンの教説からは当然の帰結であって、決して実効的な手段のないための口実ではない。

彼の神学体系^⑥を理解するためにはいくつかのポイントがあるが、今は標題に関係ある点に限ってみてゆきたい。先づ第一に神に対する考察である。彼においては神は万物の創造者であるとともに、イエスにおける贖罪者として表われるが、その神と我々人間の間には全く何の脈絡もなく、我々はただ神の痕跡でのみ認識できるだけである。神は全く「かくされた神」である。したがって神の意志、神の行為は我々には全く予測すらも許されない。反対に神は人間をそのはじまりより予定しているという。この予定説が第二のポイントである。予定説はアウグスティヌス以来の長い歴史があるが、カルヴァンに至って今迄にみられない強大な力をもって、重要な役割を果すようになる。

予定論とは「あるものには救いが進んでさし出され、あるものにはそこに近づくことも禁じられる」ことである。^⑦カルヴァンの予定は個人をある者は永遠の救いに、ある者は滅びに予定すると

いう二重予定を行っている。この場合二つの点が注目されるべきである。一つは、この予定はその人間自身の価値によって決定されるのではないという点である。カルヴァンに於ては、人間はただ神の栄光をあらわす道具にしかすぎない。神にとって人間はその予定を決定する際、考慮する価値はなく、また人間と神とはそれ程隔絶しているのである。二番目に、この予定は人間には全く関知し得ないので、自分が選ばれているか否かは全く不明で、ただ自分は選ばれているという確信をもつしか方法がない。この救いの確信を持ちうるこそ救いの予定の証拠であると論理が展開される。ここからあの召命の論理が導き出される。すなわちこの救いの確信の現実的確認として自己の世俗的職業への倦まざる精進が要求されるのである。

このような神と人間とに対する認識で注目されるのは人間の極端な蔑視であろう。ボルケナウ (Borke nau) は次のように巧みに述べている。カルヴァンに至って人間は遂に肉体のみならず精神すらも墮落させられてしまい、それまでであった精神の優位は失われ、肉体と同列に置かれてしまった。カルヴァン迄は、肉体は腐敗しているのに対し精神は超自然的な更新—聖化—の対象になり得た。ところがカルヴァンはこの精神の優位を奪い去ったのである。こうなるとこの世では、ただ肉体のみが支配して居り、

その結果、人間はあらゆる秩序から切り離された存在にならざるをえず、人間の行為・思考等の一切は偶然に帰さされてしまう。この世の中は無秩序が支配することになる。しかし、人間は神の栄光を地上に表わすという大役になっている。そこで人間を外的強制力でこの大役の完遂のためにかりたてる権力が考えられる。すなわち世俗権力の存在である。世俗権力は神による啓示とそれの実現のために人間を強制するべきである。かくすることによってこの世は秩序だてられる。

カルヴァンはキリスト教綱要の第四卷第二〇章でこれについて可成りくわしくのべている。彼は世俗権力を決して神の秩序に反するもの、はみだすものではなく、神の秩序の中にその重要な位置を占めるものであった。支配者は神によって立てられたものであって、支配者個人のゆえに尊ばれるのではなく、その地位のゆえに尊ばれるべきである。それは「神の手」として「神の代理」でこの世を支配するからであり、かくて支配者にカルヴァンは「Sods」とか神の手・法の魂・神の官吏と最大限の讃辞」を与えている。支配者は神から委託を受け、神の権威を与えられて神の人格を代理するものとして振舞うことが暗に示されている。だからこのような支配者に人民は服従しなければならぬ。何故なら、支配者の背後には神が存在しているから、支配者に反抗する

ことは背後の神に反抗することに外ならない。「すべての人、上にある權威に従うべし、そわ神によらぬ權威はなく、あらゆる權威は神により立てらる」(ロマ書一三・一)。だから正しい支配は正しい支配者と正しい臣下から形成されるべきであり、その政治形態としては貴族政治またはそれと民衆の権力との混合形態がよいとしている。そして「一般的な選挙によって自分たちの統治者を選ぶことができれば、それが民衆にとって、もっとも願わしい秩序である」としているが、「ここにトルレルチの指摘する Urcalvinismus に対するジュネーブの共和政的伝統の影響を認めることが出来る。⁸⁸⁾

ところが現実の政治においてはこうはいかない。彼の母国フランスにおけるが如く、プロテスタントに対する迫害がおこる。この場合一体臣下はどうするべきか。カルヴァンはその点非常に明確である。すなわち、悪王もまた王であるので服従すべきであり、悪王にくるしめられるのは神の試煉であると考えるべきで、この試煉に耐えることこそ神の選びの証拠であると考ええる。だからこそユグノーが恐るべき迫害の下にある時でも彼は迫害に耐えよと冷静に云い放ったのである。

しかしカルヴァンはこのような服従に二つの例外を置いた。その一つはいわゆる「下級官職者 (magistratus inferiores) の抵

抗義務」といわれるものである。彼は「キリスト教綱要」の第四編第二〇章第三一項で「ラケダイモンの：エポロイ、ローマの：執政官、アテナイの：デルムコイがあったように、今日では三部会が大会議を開いて行使する権能」こそ支配者の放縱を阻止するものとしている。それだけではなく、「王たちが無節度に突進し、しもじもの人民を苦しめているのを、見て見ぬふりをするならば、：(それは) 邪悪な裏切り行為となって(居る)。なぜなら、かれらは、神の定めによって民衆の自由の擁護者として自分が立てられたことを知っていながら、これを偽りにによって裏切るからである。」このように、それ自身決して完全でない支配者であるから、下級官職者によってその権力が強大になるのを防ぐという一種の均衡理論は、自然的基盤が与えられるにつれて恐るべき理論に成長していくのである。

第二の例外は「綱要」の第一の例外の次の第三二項に述べられている。

「しかし、支配者の命令に対して捧げねばならない、とわれわれの説いた服従には、つねに次の例外がある。あるいは、例外というよりはむしろ、第一に守られねばならない規範である。」それは「支配者への服従は、われわれを神に対する服従から連れ去るものであってはならない」ということである。カルヴァンはこの

ためにどのような手段をとるべきかを明らかにしていないが、第一の例外と組み合わせた場合には、相当広い適用範囲を服従拒否——もっといえば抵抗——に与えることになる。カルヴァンの弟子達が、厳しい状況を抜け出すために抵抗運動をおこしたのも、また、それを正当化するために独得の理論——君主放伐論——を生んだのも、実にこの例外規定からであった。

このカルヴァンの抵抗理論で注目される点は、三部会に暴君をチニクする役割を与えている点である。これは実は当時の実定法において認められていた理論であった。

手続もなく、ただ客観的法秩序の侵害されて、使用されなくなった際にのみ行使される緊急権 (Nothrecht) としてのゲルマン的抵抗権は、中世になると臣従契約によって作られる主君と封臣との忠誠関係で、何れか一方の権利侵害によってひきおこされる封建的抵抗権になり、更に等族国家の形成に伴う君主権力と等族との二元性による等族的抵抗権の形成というように発展するが、この等族的抵抗権においては [magistratus populares (= magistratus inferior) は等族、すなわち王国内の三階級 (tres ordines in singulis) であった]。カルヴァンは自然法を完全に否定して、専ら実定法の枠内で考察した。何故なら人間は精神も肉体と同列に置かれることによって、そこに宿る理性も曇らされ、ために一

切を洞察出来なくなったからである。

何れにしてもカルヴァンは若き日の法学研究から当時の実定法に基づく抵抗権理論を樹立したが、「綱要」の基本版たる第三版が完成した（一五五九年八月）翌年には、彼の理論に果敢な挑戦をいどんだような形で奇妙な叛乱がおこるのである。

三 アムボアース事件

第一章でふれたようにフランソワ・モレルがナヴァル王と会見したのち、カルヴァンに手紙を書いているが、その中でモレルは「教会を困難から救うほかの方法はないだろうか」とたずねている。これに対するカルヴァンの返事は「神への祈りと、神からの宗教的義務が第一に置かれるべきである」と述べている。^⑩

ところがモレルは、すでに一つの提案をストラスブルの牧師マソン (Magon) から得ていた。それは三部会が召集されて摂政をきめるという計画が失敗した時には、大衆蜂起するということも許されるのではないかというのであった。ユグノーは「國家権力への抵抗は合法的に行うことは可能か」という質問を数人のフランスとドイツの法学者や神学者に質問しているが、この返答は「非合法に行使されるギーズの行政権への抵抗は承認される」というのである。^⑪

何れにしても、一五五〇年の年末から翌年はじめの状態では、ユグノーはギーズを政權から追い落すために武力を行使することを決意していた。そのための問題は、如何にすればその叛乱が神の栄光を汚さず、反つて神によって承認されるかということだけであった。

そのためにユグノーはいくつかの手段をとった。その第一は、ギーズは権力篡奪者で国王はギーズに捕われているとして、叛乱は国王に対するものでなく、不正な権力篡奪者に対してなされるものであると理論づけた。

第二はカルヴァンの下級官職者による抵抗義務の理論の採用である。三部会の召集の嘆願を出すことによって三部会を召集して事態を解決しようとした。

かくて一つの陰謀が企てられた。陰謀自体は一六世紀においては決して珍しいものではなく、何回となくあったが、その中でもこの陰謀事件はその規模の大きさ、それとジュネーブとの関連などで注目されている。

この陰謀は一五五九年一〇月にラ・ルノーデー（La Renaudie）とよばれるゴドフロア・ド・バリ（Godfroy de Barry）を指導者として計画された。それは国王に嘆願書を提出するという口実で宮廷に入り、ギーズ公とその弟ロレーヌ枢機卿を捕え、ついでか

れらを査問にかけるために三部会を召集して、これで反逆罪に処してしまふというのが大体の計画であった。この陰謀の全計画は、一五六〇年二月一日にナントにあるダンドウロ（D'Andelot）の持ち家で打ち合わされた。この時期のナントはブルターニュ地方の議會が開かれ、人の出入もはげしく、露見するおそれが少ないと考えられたからである。かれらは同時に結婚式を行つて、慎重を期しているが、それでもなお注意して公衆の面前では、かれらは決して口をきかなかつた。

この会合では兵力は、ガスコーニュ、ペリゴール、リムーザン等の地方の町から各々二〇〇人宛召集することにし、この兵力を維持するための物資・金銭を、各地方の僧院・尼院などから武力を使つても徴発することを決定した。そして事は三月六日、国王のプロア滞在中に行われることに決められた。

ところが、この陰謀は事前にもれ、宮廷は急遽、要害堅固なアムボアーズに移され、軍隊によって強力に守られ、コンデ公も城門の一つを守らされるによって、この叛乱に加担するのを妨げられた。

この秘密のもれた理由は色々考えられているが、それらに共通している点は、ギーズ公にこの事件を通報したのがスペイン・イタリヤ・ドイツからであるという点で、このように多くの国の知

るところとなつたのは、この陰謀の陰の中心人物フランソワ・オットマンが、ストラスブルで余りに大胆に行動したからであるといわれている。内部からもれたという説もあり、それによるともらした人はアヴネル (Avenelle) という人で、彼は一〇〇エキュエの賞金と、ロレーヌの裁判官の職を与えられている。

この陰謀をしたギーズは、反対に各地に叛徒搜索隊を出して手当り次第に捕えた。ツールでは五人、アムボアーズ近郊では二五人と。三月一四日の夜に、翌朝叛徒が攻めて来るとの報告が入った。一五日には約二〇〇人の騎士が攻めて来て双方数人の死者を出した。更に搜索隊が出され、ツールで四〇人が捕えられたが、この中の一五人は頑強に抵抗したのち捕えられた。ツールで捕った人の中六、七人は首をくぐられた。

三月一七日には国王はギーズ公を総司令官に任じた。彼はフランスの全都市・全村落にその公告以後二四時間以内に家に帰つた叛徒は許されるが、そうしなかつた者を、見つけた人は自由に首を切つてもよいし、その財産を相続してもよいとの公告を出した。

戦いは一九日まで続き、一九日の戦いでラ・ルノーディーは戦死した。かくて陰謀事件は完全に失敗に終り、関係者又は容疑者として処刑されたものは一、二〇〇名にのぼった。

以上がアムボアーズ事件の大略であるが、この陰謀事件の失敗

した理由は、第一に、計画の秘密を守る点に慎重さが足りなかつた点であろう。それは計画がストラスブルにはじまり、ナヴァールに行き(この点については後述)、ナントで最終打ち合せというように、交通・通信手段の未発達時代に、これだけのスケールで立案されたことにも関係あるかも知れない。第二に、この計画にジュネーブが援助しなかつた結果、叛乱軍部内の統一がとれていなかった点があげられるだろう。この計画には当然ナヴァールが参画してしかるべしだが、計画の立案中にナヴァールは手をひいている。このナヴァールが参加しないことがジュネーブをして、この計画に反対の態度をとらせるようになった原因であり、これが計画の失敗を決定したものと見える。第三に、教会組織が未だ確立されていないうちにことがはじめられたからであるといえる。フランスのユグノー教会の成立は前述のように一五四六年であるが、ユグノー教会の全国会議は一五五九年五月二六日にパリで開かれ、この会議でユグノーはカトリックとの対決のためにその組織の強化をはじめたところであり、したがって、アムボアーズ事件の時には未だ十分に組織の確立が行われていなかったといえる。そのような状態でありながらも叛乱を考えねばならぬ程、ユグノーの状態は追いつめられていたともいえるかも知れないが、無謀であつたというべきだろう。

四 カルヴァンとジュネーブ

この事件に対するカルヴァンとそれ以外のジュネーブの聖職者・市当局の態度はどうであったらうか、表面的には大した相違はないが、この事件前後の二、三の出来事は、この両者間の微妙な相違を示しているようだ。

カルヴァンのこの事件に対する態度は徹底的な反対であった。彼は、オットマンとシュトルム両名から手紙を一五五九年秋九月に受けとっているが、ここでカルヴァンは一つの陰謀が進行中で、これに関するナヴァルとの交渉の決裂したことを知らされた。これに対しカルヴァンは不興げに反対している、恐らくこれが、この事件（前述の通り陰謀は何回もあった）についてカルヴァンが知った最初であったらう。そして事件以前の日付をも唯一のもののようにある。

カルヴァンのこの事件に対する態度を示す今一つの重要なものは、この事件の失敗後にジュネーブで行われた二つの裁判における、カルヴァンの証言である。第一の裁判は二人の亡命者モレリ (Morely)、ボルドン (Bordon) の二人に対してカルヴァンとペーゾによっておこなされた名誉毀損の訴えである。かれらはアマポーアズ事件にジュネーブ市政府は反対であったにも拘らず、首

謀者たちを援助していたと謀っていたためである。

第二の裁判は亡命貴族アルドアン・ド・マイヤース (Ardoin de Mailane) に対してなされたもので、これは、彼が未だ事件が計画中に、ジュネーブはそれを許可したと偽って、フランスのユグノー教会に伝えたという嫌疑であった。

この裁判でカルヴァンは注目すべき発言を行っている、「フランス法によって、王室参事会 (Council of King) の議長になれるような人に指導されるならば、このような計画に反対はしない」「そのような人はナヴァル王・アントワニス・ド・ブルボンである」。

前述の通り、実定法によればカルヴァンの主張する下級官職者は三部会であるが、それは更に王位継承を期待出来る人というように云いかえることが出来ることになる。ヴァロア王朝が断絶すれば当然ブルボンに王権は移るのがサリカ法の規定であり、ブルボンこそ王位継承を期待出来る人ということになるわけである。このブルボンの支持がないような叛乱・陰謀は、如何に意義づけても神に反抗する叛乱に外ならず、したがって決して認められない、とカルヴァンは終始考えた。この点に関してカルヴァンは全く動揺していないようだ。

この計画の立案者の一人でパリの牧師をしているラ・ロシュ・

シャンデュー (La Roche-Chardeu) は一五五九年秋にはジュネーブを訪れ、カルヴァンと会ってこの件について相談しているが、その際、カルヴァンが「福音がこのような叛乱で恥辱を蒙るよりも、ユグノーが全部死んだ方がましだ」と述べているのもこの精神からである。^②

カルヴァンのアムボアーズ事件への反対の態度は全く疑問の余地はないだろう。

一五五五年に反対派を沈黙さすのに成功したカルヴァンはジュネーブの実力者として君臨するようになるのだから、このカルヴァンの意志はジュネーブの意志と考えてもよいだろう。事実公式記録では——前述の裁判記録以外にないが——ジュネーブはこの計画に反対であったということになっている。

しかし、若干不可解な点が残る。

その第一は一五五九年八月のジュネーブの牧師会の議事録である。そこには「M. Du Gué をナントに送る」と記されている。

このナントでは翌一五六〇年二月に計画の最終打ち合せが行われている。Du Gué はボアノルマン (Boisnormand) とよばれる François de Gay の別名であり、彼は前のナヴァル宮廷付説教者であった。しかも、彼はこの計画に参加していた証拠がある。それはこの叛乱で捕えられた人が、共犯者としてボアノルマンの名

をあげており、更に当時の年代記作者は彼がこの計画に加担したと述べている。こうするとこのボアノルマンのナント派遣は一体どう考えるべきだろう。これはあくまで推量であるが、牧師会内部で意見の対立があり、その結果はボアノルマンを派遣する形で最少限の援助のみを行うことになったのではないだろうか。この牧師会には当然カルヴァンも加っているはずだから、カルヴァンの意見もこの場合は斥けられたことになる。この推量が事実とすればジュネーブ市は、一人の説教者の派遣という些細なことから大変な歴史の渦にまぎ込まれるかも分らないような状態になったのである。

これに関連して、次のことが注目される。

それは陰謀事件の失敗後、ジュネーブはこの事件に加った人を多数受け入れていることである。事件後行われたギーズによる大規模な掃蕩戦は、ジュネーブ攻撃に拡大される恐れが充分あり、事実、サヴォイ・フランス・法王・スペインの間でジュネーブ攻撃の計画は立てられつつあったのである。このような危険をおかしても亡命者を迎え入れたということは、ジュネーブとしてはこの陰謀を伴う一連の事件に責任を負う覚悟であったと考えてよいのではないだろうか。そうならばジュネーブがアムボアーズ事件そのものに何等かの連関があったことを疑うことも全く出来なく

はないと思う。

次に、前述の第二の裁判はいくらかの重要な問題を含んだ裁判だが、その中でこの計画の首謀者ラ・ルノーディーがベーズから讚美歌の写しを貰っていることが明らかにされているが、この中には「戦争へのあいまいな言及が数ヶ所あり」、ラ・ルノーディーはこれをジュネーブの亡命貴族を説得するのに使用した。ベザ自身、ラ・ルノーディーには余り会っていないのに、かかることをしたことは、大して問題はないと云ひ切れないとキングドンは述べている⁵⁴。それは次の点と考え合わせると、ベザは讚美歌のそのような使用を予期して渡したと考えることも出来る。

更に、この時代のユグノー側の宣伝文書にストラスブール小冊子 (Livret de Strasbourg) というのがあるが、これはオットマソンによって書かれ、ストラスブールからジュネーブに送られ、そこからベリへは、ジュネーブに留学していた若い貴族ジャン・ド・スネーム (Jean de Censme) を通じて送られた。この手配をしたのがベーズであったが、このような行為は先の裁判の際にカルヴァンと一緒にモレリ・ポルドンを訴えた態度を疑わせずにはおかない。ベーズの態度は決してカルヴァン程一貫していないというべきだろう。

ベーズがジュネーブ学院に招かれる前、まだローザンヌで教え

ていた時代に、あの有名なセルウェトウス焚刑に対して、カステリオンが痛烈な非難をしたが、ベーズはこれに応えて一五五四年に「異端処刑における世俗当局者の權威について」を著わしている。この中に、すでに、彼が後に「統治者の人民に対する権利について」(一五七四年)で展開する理論が基本的な形で表われている。すなわち第一に、宗教問題に関しては中央政府よりも地方団体の方が決定権をもち、その際中央政府の決定に反しても差支えない。第二には、正規に扱ばれた自治体当局 (Regular selected municipal authorities) によって指導されるならば、叛乱は正当化されると述べている。この考えをカルヴァンの考えと比べる時、その抵抗に対するルーズさが目につく。人民の抵抗に対して、カルヴァンは基本的には認めないものに対し、ベーズは認めてもよいという方向に一步踏み出しているといってもよいと思う。この二つの微妙な対立が、このアムボアーズ事件において特微的に表われ、それがこの事件を失敗に導いたと云ってもよいのではないか。と同時に前述の諸点から考えると、カルヴァンが實質的にジュネーブの権力を掌握して未だ数年しか経っていない⁵⁵のに、もう次の世代が力をもって来て、非常に弱いながらもカルヴァンの意志に反した動きをするようになったといってもよいと思う。その転換をかすかながらもうかがうことが出来るのが、ア

ムボブニス事件といふ入られたり。

- ① Monarchomachen 24 François Hotman, George Buchanan, Philippe du Plessis-Mornay, Hubert Languet などなど。
- ② Caleb Guyer Kelly: French Protestantism 1559-1562 (Baltimore 18)
- ③ Richard Nünberger: Die politisierung des französischen Protestantismus (Tübingen 48) S. 30.
- ④ A. A. Tilly: The Reformation in France. p. 294. (in The Cambridge Modern History Vol. II)
- ⑤ R. Nünberger: S. 31.
- ⑥ James Westfall Thompson: The Wars of Religion in France (1559~1576) (New York 09) p. 12.
- ⑦ J. W. Thompson: p. 11.
- ⑧ R. Nünberger: S. 32.
- ⑨ A. A. Tilly: p. 24.
- ⑩ A. A. Tilly: Opus cit.
- ⑪ R. Nünberger: S. 32.
- ⑫ Robert M. Kingdon: Geneva and the Coming of Religion in France 1555~63. (Genève 56)
- ⑬ R. M. Kingdon: p. 60.
- ⑭ Robert Holtzmann: Französische Verfassungsgeschichte. (München 10) S. 313. 及びその一因幾となつて居る。
- ⑮ R. Holtzmann: S. 313.
- ⑯ J. E. Neale: The Age of Catherine de Medici (New York 60) p. 35.
- ⑰ Thompson: p. 22.
- ⑱ J. E. Neale: p. 34.
- ⑲ C. G. Kelly: p. 12. この類は一〇〇〇〇フランとカサの語をかりかたむかして居る。キリシタンは「この身代金の支払ひで被座つ

た。

- ⑳ ブルボンの眞の指導者はアントワヌの弟ルイ・コンデ公で、兄と異つて一五五五年一月月にイタリアからの帰途にジュネーブに寄つて居るが「これは恐らく Calvinism の政治的利用価値を探るたゆめであつた。(Kingdon p. 58.)
- ㉑ Johannes Calvins Lebenswerk in seinen Briefen. übersetzt von Adolf Schwarz (Tübingen 09): Zweiten Band. S. 281.
- ㉒ Thompson: p. 8.
- ㉓ Nünberger: S. 77.
- ㉔ キーズの睿早く巧みな処置は驚く程で、アンリ二世が未だ死ななかつたに、フランソワと会い、打ち合せをすましている。キーズのこの手段は、第一段としては、國王(フランソワ) 側近からモンモランシー及びロニギ公等の皇族・大貴族等を遠ざけるたつたのであつた。そのためロニギ公はフランソワと、モンモランシー兄弟 (Anne de Monmorency, François de Châtillon) は、先王の遺体に附き添うようになりに向せられる。第二段として地方政府の支配権を手に入れた。かくて、コンデ公もキアルデイ政府から閉め出されるに至つた。
- ㉕ Nünberger: S. 78.
- ㉖ A. A. Tilly: p. 296.
- ㉗ Thompson: p. 14. C. G. Kelly 89.
- ㉘ Thompson: p. 14.
- ㉙ Op. cit. S. 74.
- ㉚ Thompson: p. 26.
- ㉛ Nünberger: S. 83.
- ㉜ Op. cit. S. 83.
- ㉝ J. Calvin の神学を知るためには勿論、彼のキリスト教綱要を読めばちりわけだが、近年日本でも多く、すぐれた研究書、解説書が出たので大に助かるが、本論文は主として上記記書物を利用した。William A. Mueller: Church and State in Luther and Calvin, Tenn-

esse, '54) Jürgen Baur: Gott und Recht in Werke Calvins. (Bonn '65) J. W. Allen: A History of Political thought in the 16th Century (London '51) Wilhelm Niesel: Die Theologie Calvins. (渡辺信夫訳) James Mackinnon: Calvin and the Reformation (New York '62) 尚キリスト教綱要は「渡辺信夫訳の新教出版社版」であった。

④ 第Ⅲ巻二一頁。

⑤ Franz Borkenau: Der Übergang vom feudalen zum bürgerlichen Weltbild. (水田洋他訳) 上巻八八～八九。

⑥ Mueller: p. 129.

⑦ Niesel 前掲訳書三四四頁

⑧ E. Troeltsch: The Social teaching of the christian churches. (New York '60) p. 625 ff.

⑨ 以下に叙述は次の書物による。

Carl Heyland: Das Widerstandsrecht des Volkes (Tubingen '50). Oscar Jaszi and J. D. Lewis: Against the Tyrant. (Illinois '57)

⑩ C. Heyland: S. 32.

⑪ Nürnbergger: S. 79～80.

⑫ Nürnbergger: S. 86.

⑬ Thompson: p. 29. ff. Kingdon: S. 68. ff.

⑭ 一五六〇、三、一六付のマンイン大佐の手紙によると新教派の兵士はより給料を得てゐる。その金は教会の強奪によつて得てゐる。

Thompson: p. 31.

⑮ Thompson: p. 32.

⑯ Thompson: p. 32.

⑰ Nürnbergger: S. 87.

⑱ C. G. Kelly: p. 69. ff.

⑳ Nürnbergger: S. 87.

㉑ Kingdon: p. 69～70. Nürnbergger: S. 92～94.

㉒ Kingdon: 73.

Geneve の亡命した Languedoc の貴族 Ardoin de Maillane は La Renaudie に誘われ市政府の許可なく(市民として登録された者は、市政府の許可なしには、町を離れることは出来なかつた)町を離れ Nimes に行き、資金を調達するために努力した。この際 Maillane は「シェネーブ全聖職者はこの計画を認めてゐると主張したのべ」、Nimes 市当局はこれを承認するやにみえた。その時シェネーブから今一人の、Arnand Banc が La Source と偽名を使つて到着した。彼に關してはシェネーブの公文書は何も語つてゐないのべ、或いは Calvin の個人的使者かも知れない。Banc は「Calvin はこの計画に反対して居ると証言したので、この Maillane の努力は水泡に帰した。Maillane に乱失敗後亡命して来て捕われ裁判の結果一年間市より立ち去ることを禁止された。

⑳ Nürnbergger: S. 92.

㉑ Kingdon: p. 72.

㉒ Kingdon: p. 74.

㉓ Kingdon: p. 69-70.

㉔ Kingdon: p. 70.

㉕ Kingdon: p. 71.

㉖ Calvin が最終的に権力を握つたのは一五五五年である。

(大阪府立大学工業短大講師)

Development of Calvinism

by

Norio Sunahara

The reforming movement by Calvin in Geneva seemed apparently quite radical, but substantially was a conservative one with a good aristocratic factor. One of his followers, however, brought forward the monarch suppression theory, which was said to be formed by the massacre of St. Bartholomew in 1572. This theory was not formed at once by this case, but this tendency had already been found in his personal disciple, or his successor Theodore Bèze. The delicate difference between Calvin and Bèze was already found in the Amboise conspiracy case in 1560.